

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和８年度第１回津市建築審査会
2 開催日時	令和８年５月２１日（木） 午前１０時から正午まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 ５階５１会議室
4 出席した者の氏名	（津市建築審査会） 畑中委員、伊賀委員、三宅委員、宮田委員、浦山委員、 太田委員、岡委員 （事務局） 秋田課長、山本副参事、神田副主幹、水谷副主幹、 正木副主幹
5 内容	1 議案 議案第１号 会長代理の選任について 議案第２号 建築基準法第４４条第１項第二号の規定による建築許可に係る同意について 2 報告 報告第１号 建築基準法第４３条第２項第二号の規定による許可案件（包括同意基準）の報告について 3 その他 ※詳細については、議事録を参照のこと。
6 公開又は非公開の別	公開
7 傍聴者の数	無し
8 担当	都市計画部建築指導課建築指導担当 電話番号：０５９－２２９－３１８５ E-mail：229-3185@city.tsu.lg.jp

令和 8 年度 第 1 回津市建築審査会 議事録

議案第 1 号

会長代理の選任について

畑中議長 「会長代理であった小野寺委員が本年 3 月で退任され、会長代理が不在となりましたことから、建築基準法第 8 1 条第 3 項の規定により、会長代理を委員のうちから互選します。

このことについて、よろしければ、津商工会議所 理事 宮田委員に会長代理をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。」

各委員 異議なし。

畑中議長 「それでは、議案第 1 号の会長代理につきましては、宮田委員を選任いたします。宮田委員よろしいでしょうか。」

宮田委員 「はい、お受けいたします。」

議案第 2 号

建築基準法第 4 4 条第 1 項第二号の規定による建築許可に係る同意について

畑中議長 「『議案第 2 号 建築基準法第 4 4 条第 1 項第二号の規定による建築許可に係る同意について』審議を行いたいと思います。事務局から説明をお願いします。」

事務局 「議案第 2 号につきまして、説明させていただきます。お手元の資料 議案第 2 号を御覧ください。今回の許可申請は、道路内の建築制限について許可を求めるものです。建築許可をするにあたりましては、建築基準法第 4 4 条第 1 項第二号の規定により、本審査会の同意が必要となることから御審議をお願いするものであります。

(スライドを用いて説明)

以上で説明を終わります。」

畑中議長 「ただ今の事務局の説明に対して、まず最初に質問をいただき、疑問点等を整理

したいと思います。意見については、別途お伺いしたいと思います。それでは、まず質問について何かございますか。」

宮田委員 「『建築計画の概要』の東側に明示されている部分は何でしょうか。」

事務局 「東西連絡通路を示しております。」

宮田委員 「建築基準法第44条について、『公益上の必要性』と『通行上支障がない』との説明がありましたが、この『通行上』というのは、歩行者だけでなく車や自転車も含めた検討という理解でよろしいでしょうか。」

事務局 「自転車については課題と認識しております。現行のルールでは車道通行が原則ですが、歩道へ持ち込む場合は押して通行するよう啓発し、対応していきます。」

伊賀委員 「障がい者の方の乗降場を設置するとのことですが、身体障がい者団体等に対し、一般車両の動線と接することについて問題がないか、意見は聞かれているのでしょうか。」

事務局 「津市ユニバーサルデザイン連絡協議会や津市身障者福祉連合会に御意見を伺っております。乗降場の位置やサイン等について御意見をいただき、その中で駅舎に近い場所に福祉車両用乗降場を設ける計画としております。」

伊賀委員 「一般車両はロータリー中央の待機場所に駐車するとのことですが、乗降場へ乗り付けて送迎は可能でしょうか。」

事務局 「送車両については、乗降場で降ろしていただき、速やかに退出していただきます。迎車両についてはロータリー中央の待機場所に駐車していただく計画です。現状、ロータリー内に停車している車両がありますので、それを整理する目的もあります。」

伊賀委員 「障がい者乗降場付近で一般車両も降車するということですか。」

事務局 「障がい者乗降場とタクシー乗車場の間のスペースで降車していただく計画です。」

伊賀委員 「その降車スペースには何台停車できますか。」

事務局 「4 台程度停車できる計画です。」

浦山委員 「シェルターA・Bはアルミ造、C・Dは鉄骨造とのことですが、上屋の色は何色を考えていますか。」

事務局 「色は現在未定ですが、シェルターの屋根はアルミ色を想定しております。」

畑中議長 「周辺居住者への周知や意見聴取は行われているのでしょうか。」

事務局 「津駅周辺基盤整備の方向性（ビジョン）の作成にあたり、ビル所有者や関係者等に御参加いただき、御意見を伺っております。」

岡委員 「歩車道境界線から 40 c m歩道側に柱が設置されることで、歩道幅が狭くなると思われますが、設置後の通行幅はどのように考えていますか。」

事務局 「現状約 3mの歩道を約 5mへ拡幅する計画です。最も狭い箇所でも約 4mの通行幅を確保しております。」

岡委員 「柱設置によって歩行者の通行幅が狭くなることはないという理解でよろしいですか。」

事務局 「そのとおりです。現状 4mの箇所も 5mへ拡幅する計画です。バス待機人数等も調査した上で、歩行者の通行幅を検討しております。」

宮田委員 「シェルターA・Bを設置することで東西自由通路への通行に支障はありませんか。」

事務局 「東西連絡通路への通行に支障はありません。」

畑中議長 「歩道橋は利用できるのでしょうか。」

事務局 「歩道橋は老朽化により現在利用停止中です。」

畑中議長 「将来的には撤去もあり得るのでしょうか。」

事務局 「東西連絡機能については、都市マスタープランの見直しの中で何らかの整理・検討がなされると思います。」

畑中議長 「次に、御意見を伺いたいと思います。
バス停を囲うような形で、雨に濡れないように全体的に屋根を設置する計画は検討されなかったのでしょうか。また、送迎車両の待機台数について、検討されていますか。」

事務局 「車両高さ等も考慮した上で現在の計画としております。
実態調査を実施し、周辺にある学習塾等への送迎利用も把握しております。その結果を踏まえ必要台数を設定しております。また、必要に応じて注意喚起等も行っていく予定です。将来的には駅の東西をつなぐペDESTリアンデッキの整備により、雨に濡れず移動できる環境整備も検討されるものと思いますが、今回事業では歩行者と車両の安全対策を優先としております。」

太田委員 「『身体障がい者用駐車場』には、身体障がい者以外の方でも利用可能でしょうか。」

事務局 「身体障がい者優先ではありますが、高齢者など配慮が必要な方の利用も想定しております。」

伊賀委員 「自転車の通行については、安全性について看板を作るなど、啓発をしっかり行ってほしいと思います。また、身体障がい者降車場についても、一般車両が入ると思うので、表示等を明確にしておく必要があると思います。以上を意見とします。」

畑中議長 「全体計画について、自転車通行に関する啓発を計画に盛り込むべきではないか
と思います。また、今回の計画ではやむを得ないとは思いますが、バスの停留所
から雨にぬれずに駅まで行けたら良かったかと思いました。」

畑中議長 「他にご意見はいかがでしょうか。よろしいようですので、裁決に入りたいと思
います。当議案に同意することについて、賛成の方の挙手を求めます。」

各委員 (挙手)

畑中議長 「はい、ありがとうございました。それでは、『議案第2号 建築基準法第44
条第1項第二号の規定による建築許可に係る同意について』は、原案に同意とす
ることに決定いたしました。」

報告第1号

建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可案件（包括同意基準）の報告について

畑中議長 「続いて、報告案件について、事務局から説明をお願いします。」

事務局 「報告第1号について説明させていただきます。お手元の資料 報告第1号を御
覧ください。これから報告を行う案件につきましては、建築基準法第43条第2
項第二号の規定による建築許可を行うに際し、事前に当審査会よりお示しいた
でいる包括同意基準の要件に該当したため許可を行ったものです。

包括同意基準については、お配りの資料に添付させていただいております。前
回、令和8年2月4日開催の建築審査会以降、特定行政庁が建築許可をしたもの
について御報告させていただきます。

(スライドを用いて説明)

以上、合計4件を御報告いたします。」

畑中議長 「報告第1号 建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可案件（包括同
意基準）の報告について、包括同意基準に適合する要件により特定行政庁が許可
した案件は、合計4件の報告でした。

先ほどの事務局の報告に対して、何か御意見・御質問等ございますか。」

三宅委員 「津市分部の案件について、住宅で2棟計画されており、木造と鉄骨造となっていますが一体の建物でしょうか。」

事務局 「敷地内で2棟の建物となります。」

畑中議長 「私道の関係権利者の承諾というのはどのようにとりますか。」

事務局 「敷地を出入りするために支障が無いように書面で承諾を得ます。」

畑中議長 「その他御意見等ないようですので、当審査会の議事は全て終了とさせていただきます。

ありがとうございました。」

(終了)